

宇都宮市上下水道局告示第50号

宇都宮市上下水道局小規模貯水槽水道管理指導要綱を次のとおり定め、平成20年5月20日から適用する。

平成20年5月20日

宇都宮市上下水道事業管理者 津 田 利 幸

宇都宮市上下水道局小規模貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市水道事業給水条例（昭和33年条例第21号）第38条の2第1項及び第38条の3第2項並びに宇都宮市水道事業給水条例施行規程（昭和41年企業管理規程第9号）第30条の2及び第30条の3の規定に基づき、小規模貯水槽水道の管理について必要な事項を定めることにより、衛生的な飲用水を確保し、安全で美味しい水を飲める環境を構築することを目的とする。

(届出)

第2条 小規模貯水槽水道の設置者（以下「設置者」という。）は、小規模貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、小規模貯水槽水道設置届（別記様式第1号）を宇都宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出るものとする。

2 設置者（設置者に代わり、小規模貯水槽水道の管理に関する権限を有する者を含む。以下同じ。）は、届出事項に変更が生じたとき、又は、当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、速やかに、小規模貯水槽水道（変更・廃止）届（別記様式第2号）を、管理者に届け出るものとする。

(水質基準)

第3条 小規模貯水槽水道により供給される水は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に定める水質基準に適合するものでなければならない。

(維持管理)

第4条 設置者は、次の各号に定める基準により、当該小規模貯水槽水道を維持管理するものとする。

(1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等、有害物及び汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により、供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 末端給水栓における水の遊離残留塩素を、1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素にあつては、1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持すること。

(5) 長時間滞留した水を使用するときは、一定時間放水し、末端給水栓及び水槽内において水の色、濁り、臭い、味その他について異常のないことを確認するとともに、残留塩素濃度を測定し、前号の定めのとおりであることを確認して使用すること。

2 設置者は、小規模貯水槽水道の状況を確認するため、小規模貯水槽水道保守点検表（別記様式第3号）により、定期的に当該小規模貯水槽水道の施設の保守点検、小規模貯水槽水道の清掃、残留塩素濃度の測定及び水質検査等を行うこととし、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずるものとする。

（給水の緊急停止等）

第5条 設置者は、小規模貯水槽水道により供給される水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（帳簿書類及び記録の保存）

第6条 設置者は、小規模貯水槽水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図を整備し、その小規模貯水槽水道を使用する間保存するものとする。

2 設置者は、小規模貯水槽水道保守点検表を、当該保守点検を行った日から起算して5年間保存するものとする。

（改善の指導等）

第7条 管理者は、小規模貯水槽水道の管理が、第4条第1項各号に定める基準に適合していないと認めるときは、設置者に対し、期限を定めて必要な改善の措置を講じるよう指導、助言及び勧告（以下「指導等」という。）を行うことができる。

（設置者からの報告）

第8条 管理者は、小規模貯水槽水道の管理について必要があると認めるときは、設置者

から管理に関する報告を求めることができる。

(保健所との連携)

第9条 管理者は、小規模貯水槽水道の管理について、この要綱の目的を達成するため、保健所と連携し、小規模貯水槽水道の設置状況の把握並びに管理に関する普及及び啓発に努めるものとする。

2 管理者は、第7条に基づき、設置者に対し、指導等を行ったときは、その旨を保健所に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

小規模貯水槽水道設置届

年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

〒
設置者 住所
（所有者）

氏名 ⑩

電話

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

宇都宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱第2条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

給水番号	—		メーター口径			
建築物	名称		設置年月日			
	所在地	〒	主な用途			
	構造	地上 階, 地下 階, 延床面積 m ²				
管理者	住所		給水世帯数			
	氏名	TEL —	給水人口			
水槽		設置場所	構造	材質	基数	有効容量
	受水槽					m ³
	高置水槽					m ³
						m ³
備考						
工事店名 電話						

※添付資料 給水装置工事申込書兼承認願、案内図

別記様式第2号（第2条関係）

小規模貯水槽水道（変更・廃止）届

年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

〒

設置者 住所
（所有者）

氏名 ㊟

電話

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

宇都宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱第2条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

給水番号	—	メーター口径	
建物名称			
設置場所	〒 宇都宮市		
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更（廃止）年月日	年 月 日		
変更（廃止）理由			
備考			
工事店名	電話		

※添付資料 変更事項が明らかとなる書類及び図面、案内図

小規模貯水槽水道保守点検表

年 月 日

〒

設置者住所

設置者氏名

印

電話

建築物の名称				
建築物の所在地				
貯水槽の管理者	TEL ー			
貯水槽の有効容量	受水槽	m ³	高置水槽	m ³
貯水槽の清掃 実施年月日	年 月 日			

	番号	点検事項	点検基準	結果	
施設及びその管理の 状態に関する 検査	1	水槽の周囲の 状態	・点検、清掃、修理等に支障のない空間の確保されていること。		
			・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。		
			・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		
	2	受水槽本体の 状態	・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。		
			・亀裂・漏水箇所がないこと。		
			・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		
	3	受水槽上部の 状態	・水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。		
			・水槽上部は水溜まりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		
			・水槽のふたの直接上部には他の設備機器が置かれていないこと。		
	4	受水槽内部の 状態	・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		
			・汚泥、赤さび等沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		
			・外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		
			・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		
				・受水口と揚水口が近接していないこと。	
				・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	

	5	マンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 ・マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 	
	6	オーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流水口等とは直接連絡されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。 	
	7	通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管端部の防虫網が確認でき正常であること。又、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・通気管として十分有効な断面積を有するものであること。 	
	8	水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。 	
	9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 				
水質点検	10	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	12	色	五度以下であること。	
	13	濁り	二度以下であること。	
	14	残留塩素	検出されること。	
所見				

【結果の欄】

施設の保守点検は項目ごとに行い評価を4ランクとする。

A…改善の必要なし。

B…改善する事が好ましい。(不適切な部分はあるが水質に影響を及ぼす怖れは無い)

C…改善を要する。(このままの状態で放置した場合水質に影響を及ぼす怖れがある場合)

D…現状での給水が不可能である。